



県章

滋賀県公報

令和元年（2019年）

8月 27日

号外（1）

火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目 次

○ 監査委員公告

監査の結果に関する報告の公表公告.....	1
監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告.....	5

監査委員公告

監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項の規定に基づき執行した平成30年度を対象年度とする定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和元年8月27日

滋賀県監査委員	大野和三郎
〃	平岡彰信
〃	奥博
〃	藤本武司

監査の結果に関する報告

1 監査執行対象機関名および監査執行年月日

監査執行対象機関名	監査執行年月日
消費生活センター	令和元年5月30日
東京本部	令和元年6月10日
西部県税事務所	令和元年6月19日・7月11日
南部県税事務所	令和元年6月4日・7月11日
中部県税事務所	令和元年6月19日・7月11日
東北部県税事務所	令和元年5月21日・7月11日
自動車税事務所	令和元年6月3日・7月11日
南部環境事務所	令和元年6月3日
甲賀環境事務所	令和元年6月19日
東近江環境事務所	令和元年6月19日
湖東環境事務所	令和元年5月30日
湖北環境事務所	令和元年6月19日
高島環境事務所	令和元年6月19日
西部・南部森林整備事務所	令和元年5月31日
甲賀森林整備事務所	令和元年6月19日
中部森林整備事務所	令和元年5月21日
湖北森林整備事務所	令和元年6月19日
南部健康福祉事務所	令和元年6月4日・7月11日
甲賀健康福祉事務所	令和元年6月19日・7月11日
東近江健康福祉事務所	令和元年6月19日・7月11日
湖東健康福祉事務所	令和元年6月19日・7月11日
湖北健康福祉事務所	令和元年6月19日・7月11日
高島健康福祉事務所	令和元年5月31日・7月11日

ここ滋賀	令和元年6月10日
大津・南部農業農村振興事務所	令和元年6月19日
甲賀農業農村振興事務所	令和元年6月14日
東近江農業農村振興事務所	令和元年6月19日
湖東農業農村振興事務所	令和元年6月19日
湖北農業農村振興事務所	令和元年6月19日
高島農業農村振興事務所	令和元年6月19日
大津土木事務所	令和元年6月26日
南部土木事務所	令和元年6月14日
甲賀土木事務所	令和元年6月19日
東近江土木事務所	令和元年6月19日
湖東土木事務所	令和元年6月19日
長浜土木事務所	令和元年6月19日
高島土木事務所	令和元年6月19日

(注1) 令和元年6月19日および令和元年7月11日の監査執行は書面監査による。

(注2) なお、総務部長の職務に係る事項の監査については、地方自治法第199条の2の規定により、藤本武司監査委員を除斥した。

2 監査の結果

(1) 指摘事項

東近江健康福祉事務所

生活保護費返還金について、平成31年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ3,206,866円増加し、3,318,679円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

湖東健康福祉事務所

生活保護費返還金について、平成31年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ4,401,240円増加し、8,602,643円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

大津・南部農業農村振興事務所

職員の不注意による公用車の事故が2件（県過失割合100%）発生し、保険を含めて1,529,580円が支払われているほか、相手方に損害が生じている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

大津土木事務所

不動産鑑定手数料等の支払において、源泉所得税を徴収すべきところ、誤って総額を支払ったため、および誤った源泉所得税額を徴収したため、後日過払い分を収入し所得税を納付していた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

南部土木事務所

河湖占用料等について、平成31年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ400,830円増加し、1,977,271円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

甲賀土木事務所

職員の不注意による公用車の事故（県過失割合100%）が発生し、969,840円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

(2) 指導事項

指摘には至らないものの、注意すべきものとして指導した事項は次のとおりである。

(7) 収入関係（11件）

- ・調定もれまたは調定誤りがあるもの（東北部県税事務所、東近江土木事務所）
- ・調定・収入時期が遅延しているもの（長浜土木事務所）
- ・証紙による収入事務が適正でないもの（湖北環境事務所）
- ・県税、生活保護費の返還金、河湖占用料等について収入未済の解消を求めるもの
(西部・南部森林整備事務所、湖北健康福祉事務所、高島健康福祉事務所、南部土木事務所、湖東土木事務所)
- ・現金の保管方法等に適切を欠くもの（南部健康福祉事務所、湖東土木事務所）

(4) 契約関係（15件）

- ・仕様書の積算誤りがあるもの
(湖北農業農村振興事務所、高島農業農村振興事務所、甲賀土木事務所、高島土木事務所)
- ・最低制限価格の設定が適切でないもの
(西部・南部森林整備事務所、甲賀土木事務所、東近江土木事務所)
- ・入札に係る事務処理が適正でないもの
(甲賀森林整備事務所2件、東近江農業農村振興事務所、高島農業農村振興事務所)
- ・見積書が適正に微取されていないもの（湖東健康福祉事務所）
- ・契約変更が適期適切に処理されていないもの（南部土木事務所）
- ・その他契約に係る事務処理が適当でないもの（中部森林整備事務所）
- ・検査調書の作成等事務処理が適当でないもの（東京本部）

(4) 工事関係（3件）

- ・着工前の処置が不十分なもの（東近江土木事務所）
- ・設計変更の手続が適切でないもの（西部・南部森林整備事務所2件）

(5) 財産関係（10件）

- ・物品の適正な管理を求めたもの（南部健康福祉事務所、南部土木事務所、長浜土木事務所）
- ・不用決定、処分の手続が適正でないもの（東京本部）
- ・公用車の事故の防止を求めたもの
(南部環境事務所、甲賀健康福祉事務所、高島健康福祉事務所、東近江土木事務所、湖東土木事務所、長浜土木事務所)

注：件数表示のない機関の指導事項の件数は1件である。

(3) 留意事項

上記に掲げる事項以外で注意を要するものとした事項は次のとおりである。

(7) 収入関係（12件）

- ・調定誤りがあるもの（高島土木事務所）
- ・調定・収入時期が遅延しているもの（東近江土木事務所）
- ・県税、生活保護費の返還金、河湖占用料等について収入未済の解消を求めるもの
(西部県税事務所、南部県税事務所、中部県税事務所、東北部県税事務所、自動車税事務所、南部健康福祉事務所、甲賀健康福祉事務所、東近江土木事務所、長浜土木事務所、高島土木事務所)

(4) 支出関係（4件）

- ・支出額を誤っているもの（湖東土木事務所、東京本部）
- ・諸手当の支給を誤っているもの（湖東健康福祉事務所）
- ・補助金等に係る精算・確認等が適正に処理されていないもの（甲賀森林整備事務所）

(4) 工事関係（1件）

- ・設計変更の手続が適切でないもの（南部土木事務所）

(5) 財産関係（1件）

- ・不用決定、処分の手續が適正でないもの（湖北森林整備事務所）

注：件数表示のない機関の留意事項の件数は1件である。

(4) 上記以外の機関については、財務に関する事務の執行について、特に指摘・指導・留意すべき事項は認められなかつた。

3 意見

令和元年5月21日から令和元年6月26日までおよび令和元年7月11日に実施した37機関に係る監査の結果、次のとおり意見を付す。

全体意見

(1) 地方機関における総合行政の推進について

県行政は、地域や県民の暮らしの中にある課題に対して、あらゆる視点から総合的に行政を進める必要がある。

さらに、地域ごとに異なる課題に対し、県民の参画や多様な主体との対話・共感・協働の推進、市町との役割分担と連携を強化しながら、きめ細かに施策を展開する必要がある。

このためには県全体の課題や地域の課題を、本庁・地方機関を問わず部局が一丸となってしっかりと受け止め、各部局相互や各地域間の連携を通じた横つなぎの「総合行政」により的確に対応することが求められている。

とりわけ、地方機関は、県民や市町にとって身近な存在であることから、職員一人ひとりが県庁の窓口であるという自覚と緊張感、県民の負託に応えるという使命感を持つとともに、県としての組織力を最大限に発揮しながら、事業の執行に努められたい。

個別意見

(1) 財務処理に係るチェック機能の強化について（東京本部）

東京本部は、12名という組織体制の下、国会、国の行政機関等との連絡・調整や首都圏における各種情報の収集・発信など、東京における県行政の窓口として、多種多様な事業を展開するとともに、ここ滋賀の庶務事務の一部も併せて担うなど、執行機関として幅広い業務を行っている。

同時に、東京における唯一の出納機関として、会計事務の審査も担っており、正確な事務処理が求められている。

こうした中で、工事の検査事務や物品管理事務等の基本的な財務処理において、職員の認識不足や引継ぎ時の情報共有の不備、チェック体制の欠如といった原因による誤りが複数見受けられた。

小さな誤りを看過すれば、大きな問題につながる可能性があることを職員一人ひとりが常に認識するとともに、いずれの場合も組織としてチェック体制が整備されていれば防げた事例であることから、再発防止に向けチェック機能の強化に努められたい。

(2) 入札執行後における落札決定取消しの根絶について（各森林整備事務所、各農業農村振興事務所、各土木事務所）

平成27年度および平成28年度対象の監査では、土木事務所の工事等の発注において、入札執行後に設計積算の誤り等が判明したことにより、落札決定が取り消されている事例が多数発生していたことから、各土木事務所に対して改善に努めるよう意見を付したところである。

地方機関において、平成29年度は、落札決定の取消し事例は1件であったが、平成30年度は、13件に増えた。その内容は、従来の設計積算の誤りに加え、最低制限価格の設定誤りや予定価格超過などの事務的な誤りであった。また、これらの誤りは、土木事務所だけでなく、森林整備事務所・農業農村振興事務所においても発生した。

落札決定の取消しは、県の入札事務全般に対する信用失墜を招くばかりでなく、事業の遅延により事業効果の発現が遅れるなど、県民にとって大きな損失である。

各事務所においては、落札決定の取消しの有無にかかわらず、早急に事務処理について再点検し、不適切な事務処理が発生しない仕組み・システムを構築され、落札決定の取消しの根絶を図られたい。

(3) 高島地域における水上ルートによる避難路等の整備について（高島土木事務所、知事公室防災危機管理局）

大津市から高島市に至る湖西地域は、陸上交通において、南北の道路網が少なく、大地震の発生によって橋梁が損壊した場合、避難路や輸送路が遮断される事態が想定されることから、平成28年度対象の監査において、防災危機管理局および流域政策局に対し、「今津港等を拠点とした水上ルートによる避難路等の整備について」を意見として付したところである。

平成31年3月の独立行政法人水資源機構琵琶湖開発総合管理所と県との協定の締結により、同機構が県内に所

有する揚陸施設等を災害時に活用できるようになった。

これにより高島地域（高島市）においては、これまでの近江今津港および今津漁港の2施設に加えて、堀川揚陸施設（旧安曇川町）が新たに活用可能となり、水上ルートの避難路の選択肢が増えた。

県民の安全・安心への期待に応えるべく、災害時における堀川揚陸施設の具体的な使用方法や訓練の実施について検討されたい。

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和元年8月27日

滋賀県監査委員	大野和三郎
〃	平岡彰信
〃	奥博
〃	藤本武司

監査の結果に付した意見に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査結果報告年月日	平成31年3月14日
監査の意見	(1) 滋賀竜王工業団地の一層の販売促進について（滋賀県土地開発公社） 滋賀県土地開発公社（以下「公社」という。）においては、平成30年4月から、グループ会社の購入などを想定して、土地所有者と建物所有者が異なる場合も分譲を認める（上下分離）、共同分譲を可能とする、また、ものづくりに関連する企業ということでデータセンターへの分譲を認めるなどの分譲要綱の改定を行い、対象企業の範囲を拡大し、滋賀竜王工業団地の更なる販売促進に取り組まれている。 しかし、県との（仮称）竜王岡屋工業団地開発事業実施協定期間の終了が平成31年3月31日と近づく中、平成30年12月末現在で7区画のうち3区画が分譲未了となっている。 現在の県との協定が、平成30年度で終了することから、公社は、現協定に係る開発事業費を確定・精算し、分譲未了の3区画の分譲業務を含めた協定を新たに県と締結される予定である。 については、公社、県、竜王町の連携の下、全区画の早期分譲に向けて、一層の販売促進に努められたい。
当該監査の意見に基づき「滋賀県土地開発公社」が講じた措置の内容	
公社では、県との間で締結した（仮称）竜王岡屋工業団地開発事業実施協定の期間内に分譲を完了するべく、これまで鋭意努力してきたが、同協定が終了した現在においても、なお3区画が分譲未了となっている。分譲未了区画については、新たに県と協定を締結して、引き続き早期分譲を目指して取り組んでいる。 また、立地企業のニーズや金融機関等の動向等を踏まえ、情報発信や営業活動方策を見直すなど新たな販売促進方策を検討・決定し、当該方策に基づく積極的なPR活動を展開するとともに、県や竜王町と情報を共有し、協力・連携することで全区画の早期の完売を目指す。	
当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容（総合企画部企画調整課）	
未分譲区画の早期完売を目指し、平成31年3月31日付けて、新たに県と公社において協定を締結し、事業実施期間を1年間延長した。 今後も企業の投資に関する情報が集まる金融機関などに積極的にPRし、企業誘致につながるよう、公社と緊密に連携・協力し、残る3区画の早期完売に向けしっかりと取り組む。	

監査結果報告年月日	平成31年3月14日
監査の意見	(2) 財團の自立性の向上について（公益財團法人びわ湖芸術文化財團） 平成27年3月策定の滋賀県行政経営方針の実施計画（平成27年度～平成30年度）において、県は出資法人の経営改善と自立性の向上に重点を置いている。 その実施計画期間中である平成29年4月1日に、びわ湖ホールを管理運営する公益財團法人びわ湖ホールと、滋賀県立文化産業交流会館（以下「文化産業交流会館」という。）および希望が丘文化公園を管理運営する公益財團法人滋賀県文化振興事業団の文化芸術部門の統合によって、公益財團法人びわ湖芸術文化財團（以下「財團」という。）が指定管理者として、滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールと文化産業交流会館の運営を行うこととなった。

統合後、初となる財団の平成29年度末の正味財産増減計算書の経常収益額約2,388百万円の内訳を見ると、施設の利用料金収益と事業収益のほか、事業実施に伴い獲得した国補助金や民間企業助成金等の合計額の比率は約40%程度であり、残りの約60%については、県からの指定管理料や施設整備の受託等を含めた受託金となっている。

一方、文化芸術に対する公的助成について、近い将来、国や地方公共団体の予算が、介護や子育て支援、教育関係で手一杯となることも予想され、これまでと同様の規模の財政的支援が保たれるのか懸念され、企業の社会貢献においても、クラシック音楽の優先順位は決して楽観できないと思われる。

また、例えば、びわ湖ホールにおけるクラシック音楽を中心とする自主事業の収支比率は、平成29年度は69%であったが、今後、予測される厳しい状況に対応するため、公益財団法人としての使命を果たしつつ、より一層採算性を考慮した自主事業の運営を図ることによって、更なる収支改善に努められたい。

さらに、施設利用促進に係る営業力を強化し、施設利用料金収入の拡大を図るなど、経常収益額における自主財源の比率を、統合を機に着実に高められるよう、責任ある事業運営に努められたい。

当該監査の意見に基づき「公益財団法人びわ湖芸術文化財団」が講じた措置の内容

公益財団法人として、広く県民に良質な舞台芸術の鑑賞機会を低廉に提供することが求められており、効率的な事業展開による経費節減、助成金・寄附金の獲得、また、施設の利用料金収益増などに努めている。

自主財源比率の向上に向けた取組として、平成30年度においては、8年間継続してきた「ラ・フォル・ジュルネ」を見直し、びわ湖ホールが自主制作する「近江の春 びわ湖クラシック音楽祭」とすることにより、制作経費を抑えるとともに、文化庁の助成（文化芸術総合拠点形成事業）を獲得するなど、新たな助成金の確保にも努めている。また、びわ湖ホール舞台芸術基金への寄附やびわ湖ホール友の会制度の運用などによる自主財源の確保についても引き続き取り組んでおり、オフィシャルスポンサーについては、平成31年3月から新たに1者が加わり3者となった。

しかしながら、県においては今後財源不足が見込まれ、収支改善の取組が進められている中、友の会会員の拡充による会費収入の増や貸館利用率、駐車場利用率の向上による利用料金収入の増、また、自主事業にかかる入場料の増などについて、さらに努力を行うとともに、自主事業に対する民間助成金、国庫補助金等については、県とも連携しながら、更なる獲得に努め、自主財源の割合を高めるよう取り組んでいく。

このため、平成31年4月に営業部を創設し、専属職員を配置して、施設利用の促進、寄附金の更なる獲得等に向け、営業活動の強化を図っている。そうした中、経済界および関係団体等が開催する各種会合に積極的に参加し、びわ湖ホールのPRや支援企業の発掘に努めている。

また、統合によりびわ湖ホールと文化産業交流会館の県立文化ホール2館が連携し、人員配置や広報、チケット販売などで財団統合のメリットを生かした効率的、効果的な事業を展開しており、こうした取組も行いながら、自主財源の比率を更に高めるよう引き続き取り組んでいく。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容（文化スポーツ部文化芸術振興課）

財団では、二つのホール間での連携を深めるなど、それぞれが育んできた強みを融合し、広い視野で効果的・効率的に事業を推進できるよう取組を進めている。

県としては、これまでから、財団に対し新たな顧客の獲得や協賛の拡大などにより、自主財源の比率を高め、自立性を向上するよう求めてきた。

今後も、引き続き、自立性の向上に取り組むよう求めるとともに、財団の実施する自主事業に対して民間助成金や国庫補助金等が獲得できるよう、県として積極的に支援することとしている。

監査結果報告年月日	平成31年3月14日
監査の意見	
(3) 競技力の向上について（公益財団法人滋賀県スポーツ協会）	
2024年に本県で開催予定の国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会（以下「スポーツ大会、障害者スポーツ大会」という。）に向けて、公益財団法人滋賀県スポーツ協会は、県との連携の下、選手の育成・強化、指導体制の充実、拠点の構築・環境の整備など、競技力の向上に取り組んでいる。	
一方、滋賀県競技力向上基本計画（以下「計画」という。）では、2017年度から2020年度を充実期と位置付け、天皇杯得点1,200点、順位10位台（2018年度については、天皇杯得点900点、順位20位台）を目指して取組を進めているが、2018年度の福井国体では、男女総合（天皇杯）の成績は天皇杯得点854.5点、順位31位と計画に掲げる目標を下回る結果となった。	
計画では、2024年のスポーツ大会において天皇杯得点2,400点、天皇杯男女総合優勝を目標に掲げている	

が、目標達成に向けて、限られた期間内でスピード感を持って取組を進める必要がある。

ついては、現状における競技力向上に係る取組の課題等を十分に分析し、ポイントを絞った効率的かつ効果的な取組を進めるとともに、取組の成果として全国大会等における実績につなげられたい。

また、競技力の向上のみならず、県民のスポーツ意識の高揚や指導者の養成・資質向上など、スポーツ大会、障害者スポーツ大会終了後のレガシーの創出や継承につながるよう取組を進められたい。

併せて、ボートやカヌーなど、琵琶湖をはじめ本県の特性を生かした湖上スポーツについては、とりわけ県民の期待が高まると考えられることから、再整備が予定されている県立琵琶湖漕艇場の機能を十分に生かした取組を進められたい。^{そう}

当該監査の意見に基づき「公益財団法人滋賀県スポーツ協会」が講じた措置の内容

本協会から、滋賀県競技力向上対策本部事務局へ今年度も引き続き3名の職員を派遣するとともに、負担金を支出し、これまで培ってきた競技団体との連携や競技力向上等に係る実績を生かして、本県の競技力向上を推進した。

滋賀県競技力向上対策本部（以下「対策本部」という。）では、令和元年度の目標として、平成30年度に続き「国体天皇杯順位20位台前半への進出」を掲げている。目標達成のため、競技力の全体的な底上げが急務であると考え、県とともに各競技の特性や課題に応じたきめ細かな支援を行った。

特に成年種別については、競技力の高い成年選手の発掘・確保が重要と考え、全国・国際大会で活躍するトップアスリートや指導者の採用促進について、本協会に事務局を置く滋賀県企業スポーツ振興協議会の協力も得ながら、安定した競技力の確保に取り組むこととした。

また、次世代アスリート発掘・育成プロジェクト事業では、事業の拡充と積極的な競技団体への接続を図った。

県民のスポーツ意識の高揚や指導者の養成・資質向上については、2024滋賀国スポ記念講演会や日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格講習会等を通じて、スポーツ意識の高揚や指導者の養成・資質向上に努めた。

併せて、県立琵琶湖漕艇場（以下「漕艇場」という。）を拠点とし、ボート、カヌーの普及・強化事業を行うとともに、実行委員会形式により、ニュージーランド代表ボートチーム事前合宿支援および交流事業など、^{そう}漕艇場の機能を十分に生かした取組を実施することとした。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容（文化スポーツ部スポーツ課）

令和元年度から、スポーツ課内に競技力向上対策室を設置し、室職員の増員を行うとともに、公益財団法人滋賀県スポーツ協会（以下「協会」という。）からの派遣職員を含めて構成する対策本部の組織を強化し、各競技団体との連携をより密に行うことができる体制を構築した。

一方、令和元年度においても「国体天皇杯順位20位台前半への進出」の目標を掲げ、福井国体で特に獲得得点が伸び悩んだ成年種別について、獲得得点の大きい団体競技への支援強化や成年選手の個別強化指定による支援事業に取り組み、目標の達成を目指している。

また、全国大会等で活躍実績のあるアスリートや指導者の県内企業への採用促進について、令和元年4月に職業紹介所「SHIGAアスリートナビ」を対策本部内に設置し、企業と選手のマッチングに本格的に取り組んでいる。

今後、茨城国体の結果やこれまでの取組の成果や課題の分析をより精緻に行い、効果的な強化策を競技団体に積極的に提示していく等の取組を通じて、充実期の目標達成に向けた競技力向上を図っていく。

併せて、県から協会に委託して実施している「次世代アスリート発掘・育成プロジェクト事業」修了生の競技活動の支援やフォローアップを丁寧に行うことができる体制を構築するとともに、アスリート発掘・育成の仕組みが大会終了後のレガシーにつながるよう協会や競技団体等との連携を深める。

加えて、漕艇場については、ボート、カヌーの普及・強化拠点として機能が発揮できるよう再整備を進めるとともに、今後実施される東京オリンピック・パラリンピックやワールドマスターズゲームズ2021関西などの国際大会を契機に滋賀の湖上スポーツの魅力を世界に発信する場としていきたい。

監査結果報告年月日	平成31年3月14日
-----------	------------

監査の意見

(4) 障害者雇用の推進について（パナソニックアソシエイツ滋賀株式会社）

パナソニックアソシエイツ滋賀株式会社（以下「会社」という。）は、重度障害者多数雇用を目的とし、働く意志と能力を持ちながら、適職や職場環境に恵まれない人々に安定した環境と雇用を確保・促進するた

めに、滋賀県と彦根市、パナソニック株式会社の第3セクター方式により、平成6年に設立された。会社は、障害のある人とない人が互いに協力し合い、仕事を分担し、仕事の能力、スキルに応じた全員参加の協働による経営を目指している。

会社は、主に電子回路を中心電器機能部品の製造・販売を行っており、平成30年3月31日現在の従業員数は59名で、そのうち障害者は36名（うち重度障害者21名）である。

会社では、自動ドアや手すりの設置など、障害者が就労しやすい職場環境や本人の特性に応じた職場配置など、障害者が安心して働くことができる職場づくりに取り組んでいる。

また、会社は、障害者雇用の推進を図るため、特別支援学校や就労支援機関と採用に関する連携等を進めるとともに、重度障害者雇用モデル事業所として、工場見学や就業体験実習の受入れ、障害者ワークフェアへのブース出展等、県や関係機関が行う障害者雇用促進のための啓発活動に積極的に協力している。

一方、本県における障害者雇用の状況は、平成29年6月1日現在における国の集計結果では、県内に本社のある民間企業における実雇用率や法定雇用率達成企業の割合は、全国平均を上回っているものの、平成30年4月から法定雇用率が引き上げられたことなどに鑑み、更なる障害者雇用の推進が求められることから、県においては滋賀県障害者雇用対策本部を設置し、滋賀労働局とも連携を図りながら、全庁を挙げて障害者雇用関連施策に取り組んでいる。

については、会社の実施する工場見学や就業体験実習、啓発活動等を通じて、企業や行政の理解はもとより、障害者自身の就労に対する知識や意欲の向上につながるよう、県内企業に好影響を及ぼす、先進的企業としての取組をますます推進されたい。

当該監査の意見に基づき「パナソニックアソシエイツ滋賀株式会社」が講じた措置の内容

平成30年度においては、特別支援学校や働き・暮らし応援センターに働きかけ、実習生の更なる受入れ拡大に努め、延べ109名・日（対前年113%）の実習生受入れを実現した。また、厚生労働省のユースエール認定制度に申請し、若者の採用から育成に積極的な企業として、滋賀県では7番目、彦根市では初の認証を授与された。

今後も引き続き、実習生の受入れ拡大等、障害者雇用の推進に取り組んでいく。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容（商工観光労働部労働雇用政策課）

滋賀県障害者雇用対策本部において、今後も引き続き、全庁を挙げて障害者雇用関連施策に取り組んでいく。さらに、中小企業等に対して、県内7圏域それぞれの実情に合わせた啓発活動を行う団体に補助するなど、県内企業に向けた障害者雇用の促進を図っていく。

監査結果報告年月日	平成31年3月14日
監査の意見	
(5) 食肉センターの経営改善とガバナンスの強化について（公益財団法人滋賀食肉公社、株式会社滋賀食肉市場）	
<p>滋賀食肉センター（以下「センター」という。）を構成する公益財団法人滋賀食肉公社（以下「公社」という。）と株式会社滋賀食肉市場（以下「市場」という。）について、両団体ともここ3年間は黒字決算となつたものの、開業以来の単年度赤字により、厳しい経営状況が続いており、公社においては資金不足、市場においては、債務超過が続くなど、深刻な経営状況にある。</p> <p>両団体の累積赤字や債務超過を短期間で解消することは困難と考えられることから、引き続き着実に経営改善を進めつつ、継続的に黒字が計上できる経営基盤の確立に向けた取組を進めるとともに、役員会の機能や経営体制の強化をはじめとする、ガバナンスの更なる強化が必要と考えられる。</p> <p>そのためには、センターにおける着実な畜頭数の増加による収支改善が必要と考えられることから、県内外からの集畜や畜頭数の計画と実績とのかい離の解消、計画的な施設整備の更新など両団体による取組をはじめ、畜産クラスター事業の活用等による増頭対策、近江牛のブランド価値の向上による消費拡大対策等の県による取組など、センターの経営改善のため、公社・市場・県の三者による取組のより一層の推進を図られるとともに、センターのガバナンスのより一層の強化に努められたい。</p>	
当該監査の意見に基づき「公益財団法人滋賀食肉公社、株式会社滋賀食肉市場」が講じた措置の内容	
1 公益財団法人滋賀食肉公社	
<p>公社では、平成29年度からの5か年を計画期間とする新たな健全化計画となる公益財団法人滋賀食肉公社経営健全化計画（以下「健全化計画」という。）を策定し、県の支援を受け、経営健全化対策に取り組んで</p>	

いる。県が推進する増頭対策により、県内での黒毛和種の飼養頭数は着実に増加しているものの、と畜頭数は交雑牛を中心に県外へ流出する割合が増えていることなどから、健全化計画における見込みと実績の間に、かい離が生じている。

さらに、豚と畜については大幅な減となり、回復が見通せない状況にあることから、早急に健全化計画の中間見直しを行うこととし、一層の経費節減等を図るとともに、近江牛の消費拡大や豚と畜の今後のあり方についても、県や市場との間で緊密な連携を図り、更なる経営健全化に向け、適切に取組を進めていく。

また、理事会・評議員会とともに、経営に対する危機意識を共有しつつ、引き続き経営改善に努め、公益財団法人としてより一層適切な公社運営を行っていく。

2 株式会社滋賀食肉市場

センターは、ISO22000登録施設であることや、対シンガポール等輸出食肉認定施設であり衛生水準が高い施設であること等をアピールし、県内外からの集畜を図り、と畜頭数および輸出食肉加工数の増加に努めているところである。平成31年3月には、現状を踏まえた、新たな経営改善計画となる株式会社滋賀食肉市場経営改善計画を策定したところであり、これに基づき、引き続き、経営改善に取り組んでいく。

また、当社のガバナンス強化については、県と一体となって、改善に取り組むべきと考えており、より柔軟で迅速に企業経営や会社組織の運営等について合理的な経営判断を行うことができるよう、取締役会の開催頻度や協議内容など、取締役会のより一層の機能強化に向けた検討を行っているところである。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容	(農政水産部畜産課)
-------------------------	------------

センターの経営改善については、平成30年度末に改めて「公益財団法人滋賀食肉公社および株式会社滋賀食肉市場に係る経営健全化方針（以下「健全化方針」という。）」として取りまとめたところであり、県としては、自助努力により改善すべき部分については、より一層の改善を求めるという方針を維持しつつ、公的支援が必要な部分について引き続き支援を行いながら、センターの経営に関与し、経営改善を図っていく。

県としても、近江牛の増頭対策にも注力しているところであり、県内の飼養頭数は着実に伸びている。これをセンターへの出荷頭数の増加に結びつけるため、より一層の集畜に努めるよう、公社および市場に対し、働きかけを行っていく。

センターにおけるガバナンスの強化に関しては、経営体制を強化するため、平成28年度より公社には県職員を派遣するとともに、市場に対しても常勤の取締役を1名増員したところである。

また、市場の取締役会のあり方については、健全化方針のとおり、役員会の機能強化や役員構成の見直し、これに伴う関係者の意見聴取の仕組み、経営体制の強化等、引き続き、自助努力による改善を求めていく。

10 令和元年（2019年）8月27日

滋賀県公報

号外(1)